

委託相談支援事業所募集要項

令和 7 年 5 月

東大阪市

1. 公募の趣旨

平成 29 年 10 月から、7 カ所の委託相談支援事業所により福祉事務所や保健センター等の関係機関と連携しながら、障害児者等の相談に応じ、さまざまな支援を行いながら相談支援体制を構築してきました。

令和 4 年度に重層的支援体制整備事業の開始に伴い、各リージョン地域による地域担当制から中学校区による担当制へ変更し、障害、高齢、子どもなど複合的な相談に対応できる相談支援ネットワークをさらに強化するため、委託相談支援事業所の再編を行いました。今回西地域の委託相談支援事業所を 1 か所増やすことで、本市の相談支援体制の充実を図るため、公募をいたします。

2. 設置法人を募集する委託相談支援事業所の設置について

① 募集数

1 か所

② 担当地域

次の地域を担当する委託相談支援事業所を設置する法人を募集します。

・小阪・弥刀・金岡中学校区

※担当地域の詳細につきましては別紙参照。

③ 委託相談支援事業所の行う事業

今回の公募の結果、委託相談支援事業所設置法人として決定された場合は、東大阪市から障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち相談支援事業の委託を受け、委託相談支援事業所を設置することになります。

3. 応募資格

委託相談支援事業所の運営を円滑かつ安定して実施でき、次の要件をすべて満たす者。

- ① 応募時において、事業者が法人格を有していること。
※ここでいう法人格は、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人。
- ② 本市において、特定相談支援事業所の指定を受けていること。または、1年以内に指定を受ける見込みがあること。
- ③ 別紙に定める人員配置基準で、委託相談支援事業に従事できる職員を、事業開始までに配置できる見込みが確実であること。（事業の委託契約は令和7年10月1日からとなります。）
- ④ 障害者総合支援法に係る関係通知等に基づく運営ができること。
- ⑤ 租税を滞納していないこと。
- ⑥ 障害者総合支援法第36条第3項に該当しないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑧ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていない者。
- ⑨ 役員（就任予定者含む）等が、東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ⑩ 委託相談支援事業所の設置予定場所が担当地区内（西地区）に確保されているか、又はその見込みがあること。

《注意事項》

応募の前に、相談支援事業関係法令及び通知の規定を確認し、これらの規定や基準に基づく事業運営が可能かどうか十分検討の上、応募手続きを行ってください。

※ 関係法令抜粋

（障害者総合支援法第77条第1項第3号）

市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

4. 委託相談支援事業所設置法人の選定方法

(1) 選定方法

- ① 「東大阪市委託相談支援事業所設置法人選考委員会」の審査により委託相談支援事業所設置候補法人を決定します。
- ② 審査方法は、質の高い安定的な事業運営の確保に留意し、書類審査及びヒアリングを行います。提出された応募関係書類やヒアリングに基づき各項目別に点数化し、

得点数が高い者を設置候補法人として選定します。ただし、全評価者の合計点が5割に満たない場合には設置候補法人なしとする場合があります。

(2) ヒアリング

応募者に対するヒアリング（応募者によるプレゼンテーションを含む）を実施します。

また、必要に応じて事務所設置（予定）場所及び既存事業の現地調査を実施する場合があります。

※当日のヒアリング参加は、3名までとし、複数名参加される場合は、できる限り配置予定の相談員もご参加ください。ヒアリング時間は、30分程度になります。当日プレゼンテーション等で使用する資料の持ち込みは、可としますが、事前に一度ご相談ください。

(3) 審査基準

（別添資料）を参照ください。

(4) 審査結果の通知

審査の結果を文書で通知いたします。審査結果についてのお問い合わせに関してはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 業務の引継ぎ等

令和7年10月1日から円滑に業務を開始できるようにするために、令和7年9月30日までに業務の引継ぎや準備、事業計画の作成、研修への参加などを行っていただきます。

ただし、引継ぎ期間の費用については設置候補法人の負担とします。

また、設置候補法人の事情により業務の実施ができなくなった場合においても、準備のために要した費用については設置候補法人の負担とします。

5. 応募手続き

(1) 設置申出書及び関係書類

本募集に応募を希望する法人の方は次により、設置申出書等応募書類を提出してください。提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

また、パンフレット等を添付される場合を除き、書類は原則として全てA4版で作成してください。

① 募集説明会の開催について

1. 開催日時 令和7年6月11日（水） 午前10時30分～
2. 開催場所 東大阪市総合庁舎 8階第1会議室

募集説明会への出席も応募要件としますので、応募予定法人は必ず出席してください。

申込方法は、別紙「委託相談支援事業所設置法人募集説明会申込書」に必要事項を記入し、令和7年6月9日（月）午後5時30分までにメールで送信してください。 <E-mail: shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp>

② 応募期間及び応募書類提出場所

提出日時	提出場所
令和7年7月1日（火）から 令和7年7月14日（月）まで ※電話で予約の上ご来庁願います。	〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所8階 東大阪市福祉部障害者支援室 障害施策推進課 委託相談支援事業担当 電話: 06-4309-3183 FAX: 06-4309-3815 E-mail: shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp

③ 応募書類一覧

番号	提出書類	備 考	様式
1	設置申出書	所定の様式	様式1
2	提出書類一覧表	所定の様式	様式2
3	協議資料総括表	所定の様式	様式3
4	定款又は寄付行為	最新のもの	
5	法人登記簿謄本	応募3か月以内に発行されたもの	
6	印鑑証明書	応募3か月以内に発行されたもの	
7	事業者概要	所定の様式	様式4
8	代表者経歴書	所定の様式	様式5
9	誓約書及び照会同意書	所定の様式	様式6-1 様式6-2
10	配置予定職員一覧	所定の様式 資格要件に該当することを証明する書面（写）を添付してください。	様式7
11	配置予定職員経歴書	所定の様式	様式5
12	職員の勤務の体制及び勤務形態一覧	所定の様式	様式8
13	財務諸表	直近2か年分の決算書類 収支決算書、損益計算書、貸借対照表、財産目録 （写し可）	
14	設置趣意書及び事業計画書	所定の様式 設置の趣意及び委託相談事業所運営の基本方針について具体的に述べてください。また挙証資料として別紙等を添付する場合は欄中にその旨記載し、添付資料にも「趣意書〇—〇の別紙」など表記のこと。	様式9
15	相談支援事業所計画図面（平面図）	既存の施設・事務所内に相談支援事業所の用に供する事務所等を設ける場合には使用スペースを明示すること。 ➤ 改修・改築の場合は現状の図面も添付のこと。	
16	近隣住宅地図	位置、周辺の様子（民家や工場などの別）が分かるもの。	

17	納税証明書	☐ 市税の完納証明書（応募3か月以内に発行されたものの写し可） ☐ 法人税、消費税及び地方消費税、法人府民税、法人事業所税の各納税証明書（写し可）	
18	収支予算書	事業開始から1年間の収支見込	
19	資金計画書	☐ 資金需要（事業費、借入金返済、運転資金等） ☐ 資金調達（自己資金、寄付金、借入金等） ☐ 借入金返済計画	様式 10

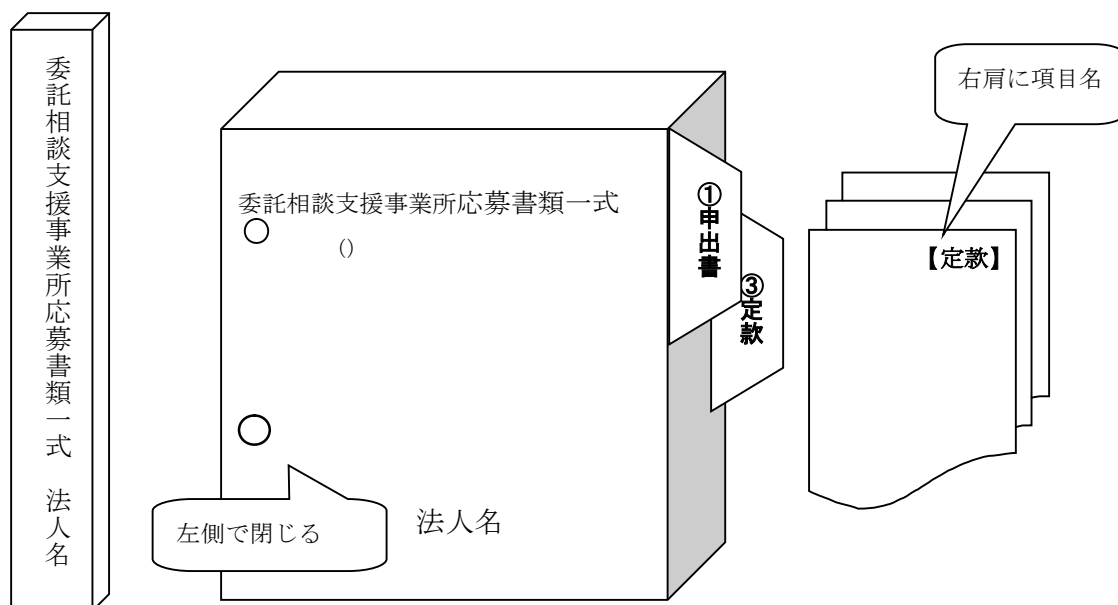
※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

※ 様式類は本市のウェブサイトからダウンロードできます。

④ 提出書類の体裁

提出書類については、以下に記す体裁を整えてください。

- ☐ 表紙・背表紙に標題と事業名を記載する。
- ☐ 全体の目次を付ける
- ☐ ページを付ける
- ☐ ページごとに右肩に書類名を表示する
- ☐ 項目ごとに、文字表記のインデックスを付ける（番号のみは不可）
- ☐ 全体をフラットファイル等で綴る



※ 「法人名」の記載は正本のみとしてください。

⑤ 提出部数

正本1部のほか、副本（コピー可）**6部**を提出してください。

⑥ 応募に際しての留意事項

- ① パンフレット等を除き、書類は原則としてA4版で作成してください。(両面印刷不可。全て片面印刷としてください。)
- ② 副本中には、法人名を一切表示しないこと。(法人名を記載している部分を全て黒塗り等で被覆すること。)
- ③ インデックスは正本、副本とも全て付けてください。
- ④ 応募にあたっては、障害者総合支援法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守してください。
- ⑤ 提出された書類に虚偽の記載や不備があった場合は失格とします。また設置候補法人として決定後もしくは設置を承認後、応募資格を満たさない場合や提出書類の内容に変更をきたす場合、決定または設置の承認を取り消すことがあります。
- ⑥ 応募に要した費用はすべて応募者の負担とします。また選定後の事業計画の頓挫、選定されなかったことによる損害もまた同様です。
- ⑦ 研修受講修了証など資格を証明する書類のコピーは原本証明が必要ですのでご注意ください。
- ⑧ 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出いただきます。
- ⑨ 応募いただいた関係書類は返却いたしません。また不開示情報(個人情報等)をのぞき、原則開示の対象となります。
- ⑩ 設置承認後、定められた時期にあらためて設置届及び指定申請をしていただきます。設置届及び指定申請時の内容が設置申出(応募)内容と相違する場合、設置できない場合があります。

⑦ 質問について

募集要項に関する質問及び回答は下記のとおり行います。個別のご質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

1. 質問受付期間 令和7年6月11日(水)～令和7年6月25日(水)
2. 受付方法 別紙質問票に必要事項を記入のうえ、メールで提出してください。
3. 回答 令和7年6月30日(月)までに回答します。

6. 公募・審査から事業開始までの流れ

予定時期		手続き
令和7年	5月31日 ～6月9日(月)	募集要項の配布
	6月11日(水)	募集説明会
	7月1日(火) ～7月14日(月)	設置申出受付期間
	7月下旬	プロポーザル実施
		選考委員会にて設置を承認
		選考結果通知



(以下採択を受けた設置候補法人のみのスケジュールとなります)

令和7年	8月中旬	設置法人説明会
	8月～9月末	業務引継など開設準備
	10月1日	市との委託契約、委託相談支援事業所設置、事業開始

7. 委託金額

年間 1, 210万円(税込)

ただし、初年度は、月割り計算とし、6か月分である税込6, 050, 000円となる。

(別紙)

○各地域別人員配置基準

資格要件	相談支援専門員	社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・ピアカウンセラー・ その他市長が認めた者	計
勤務体系	常勤専従	常勤換算	
孔舎衙・石切・枚岡 (中学校区)	1 名	1 名	2 名
縄手北・縄手・縄手南・池島 (中学校区)	1 名	1 名	2 名
盾津・盾津東・玉川 (中学校区)	1 名	1 名	2 名
英田・花園・若江 (中学校区)	1 名	1 名	2 名
楠根・高井田・新喜多 (中学校区)	1 名	1 名	2 名
意岐部・長栄・布施 (中学校区)	1 名	1.5 名	2.5 名
上小阪・柏田・長瀬 (中学校区)	1 名	1.5 名	2.5 名
新設(小阪・弥刀・金岡)	1 名	1 名	2 名

小阪・弥刀・金岡 中学校区

中学校	区域
小阪	小阪本町一丁目10番、11番13～30号、13～14番、小阪本町二丁目、下小阪一丁目16番、17番1～4号、14～27号、18～31番、下小阪三丁目2番16～21号、3～4番、5番19～37号、15～16番、中小阪一～三丁目、中小阪四丁目2～3番、6番、宝持一丁目、四丁目、小阪本町一丁目11番1号 小阪一丁目1～3番、4番1～4号、14～40号、5番1～16号、23～39号、7～15番、小阪二～三丁目、小阪本町一丁目1～9番、11番2～12号、12番、下小阪一丁目1～15番、17番5～13号、下小阪二丁目、下小阪三丁目1番、2番1～15号、22～32号、5番1～18号、38～50号、6～14番、下小阪四丁目4～6番、10～11番、下小阪五丁目、御厨栄町一丁目4番17～21号 下小阪四丁目1～3番、7～9番、12～13番、中小阪四丁目1番、4～5番、7番、中小阪五丁目、瓜生堂三丁目、西岩田三丁目5番、若江西新町一～五丁目
弥刀	近江堂一丁目、近江堂二丁目1～8番、源氏ヶ丘、小若江一～二丁目、小若江三丁目7～10番、友井一丁目 近江堂二丁目9～10番、近江堂三丁目、金物町、友井二～五丁目、南上小阪8～12番
金岡	柏田東町、衣摺一丁目、長瀬町一～三丁目、吉松一～二丁目 大蓮東一～二丁目、大蓮東四丁目12～15番、金岡一～四丁目